

鳥取藩士宅間八太夫事件の実録化について

田 中 則 雄
(島根大学法文学部)

摘 要

寛文十一年(一六七二)七月二十九日、江戸在勤中の鳥取藩士宅間八太夫の若党が、旗本の野々山瀬兵衛によって切り捨てられた。宅間は子細を尋ねようとしたが、野々山は逃げた。相手が旗本であったことから、鳥取藩と幕府側との間に緊迫が生じたが、結局、野々山は咎めを受けて自害し、宅間は御構い無しとなった。

この事件については後年に至るまで藩の関係者とその周辺において語られ、更には文章化されていった。これらの実録的記述の中には虚構も含まれるが、実説を基底に置くことを意識する中で叙述されたものであったと認められる。

キーワード…実録 近世小説 鳥取藩

一 はじめに―宅間八太夫事件をめぐる問題について―

寛文十一年(一六七二)七月二十九日、江戸在勤中の鳥取藩士宅間八太夫の若党が、神田の柳原土手辺で、旗本の野々山瀬兵衛によって切り捨てられた。宅間は子細を尋ねようとしたが、野々山は逃げた。この件、相手が旗本であったことから、鳥取藩と幕府側との間に緊迫が生じ、事の完全な収束までには長い年月を要した。

事件に関して鳥取藩が把握していた内容は、藩主側近である御用人による公務記録『御用人日記』¹⁾に見ることが出来る。この時藩主池田光仲は在府中であつたので、以下掲げていく一連の条は、江戸屋敷で記されたもの、即ち現地での直接的且つ即時の情報に基づくものと考ええてよい。先ず、事件当日の条に次のように言う。

今昼過藤堂佐渡守殿宅間八太夫為御使者参候節、八太夫儀佐渡守殿御屋敷然と不存に付而、自分之若党に申付、柳堤之辺に而佐渡守殿御屋敷を尋させ候処、誰人哉覽近辺に而きられ候もの有之

由承に付而、自然佐渡守殿御屋敷尋に遣候若党に而も有之哉と無心元存候故、一人(別の家来)跡え戻し、八太夫は佐渡守殿を勤め彼所え罷帰様子承候へば、家来を切殺候人後に戻し候もの見届おしへ申に付而、跡をしたひ候得共遙に隔り、漸北条新藏殿御屋敷之辺にて見掛候へば、彼人新藏殿御門え入申候。就夫に御門番え、「只今私家来を切候人此屋敷えはいり候。此方之者如何様之慮外仕(討)棄候哉、様子相尋度候間、呼出し給候様に」と申候へ共、然と答も無之候。慥に見届申候故、御門前に相待罷在候処、新藏殿、大沢右近殿御出被成被仰候は、「只今之ものきり手は野々山瀬兵衛殿と申御旗本衆に候。右之もの慮外仕候故、御成敗候間、早々罷帰候様に」と被仰候付而、御旗本之御衆と承候付而、任御差図八太夫早速罷帰候。御旗本之御衆と前廉に努々不存候而右之通之由、八太夫申候。

宅間は藤堂佐渡守高通(伊勢久居藩主)の屋敷へ使いに向かったが、場所がよく分からず、柳原土手辺で若党に尋ねに行かせた。すると切られた者がいると言うので、もしやかの若党ではと、別の家来をそちらへ戻し、自分は佐渡守での務めを終えて帰ってみると、その家来が、若党を切ったのはあの人であると教える。相手は最早遙かに隔たっており、北条新藏氏平(幕府徒頭)の門内へ逃げ込んだ。門番にかの人を呼び出して欲しいと頼むが取り合ってもらえず、そのまま待ち続けるに、北条が大沢右近尚親(幕府中奥番)と共に現れ、かの人は野々山瀬兵衛なる旗本で、若党が慮外をした故切ったのである、早々退去するようにと差図し、宅間は従った。宅間は、相手が旗本であることは全く承知していなかったのである——と。

同日記には、この後の八月三日、幕府側からの指示によって鳥取藩

が提出した宅間の口書の写しが収録されるが、対比してみると、右の記述は全くこれに合致している。即ち藩では、幕府側との関係に慎重に配慮しつつ口書を作成し、日記にもそれと齟齬の無いように記録したと見られる。従って差し障りのある要素が文面から省かれた可能性はあるが、ともかく藩は当日の事件はかかる次第であったと総括している。そして日記における以降の記述によれば、幕府側もこれを追認している。かくてここに見る限り、宅間の活躍と呼べるものは何も無い。然るに、この言わば公的な見解が存在する一方で、人々はこの事件について話を増補しつつ語り、更にはそれを文章に書き留めていった。例えば、宅間は野々山が旗本であることを承知の上で追跡し堂々対峙した、宅間が身に付けていた観世音の小仏が現じて力を添えた、などである。これらの中には、藩の記録で敢えて省かれた事実を補填したものもあるが、明らかに虚構と見られるものもある。

この事件に関して先行研究では以下のように扱われている。旧藩主池田家による編纂事業(一九〇九—一九三三年)によって成立した『鳥取藩史』に収録する「藩士列伝」^①では、託問宗澄(八太夫)の伝として事件の概要が記される。ここでは、事件直後に屋敷から遣わされた藩士が宅間を連れ帰る経緯などは『御用人日記』の記録に拠る一方、宅間が野々山を追い懸ける様について、後年の語り伝えに拠る描写を取り入れている。このことは、『三百藩家臣人名事典 第五卷』^②同人の項でも共通する。『新鳥取県史』に全翻刻が収録された『因府歴年大雑集』^③は、安政六年(一八五九)に没した岡島正義が晩年に編纂した書である。この中で岡島は、延宝八年(一六八〇)平井権八が父の傍輩本庄助太夫を討って出奔したと伝えられるが、これは実録(実録体小説)の『平井権八一代記』等に拠って出来した虚説であると論

じている。解説書『因府歴年大雑集を読む』⁵⁾では、然らば何故岡島はこの論を、事件自体が実在しないと云いつつ延宝八年の項に排列したのか、という疑問を提示している。このことを念頭に、『因府歴年大雑集』寛文一年の宅間事件の条を見るに、藩の『御用人日記』から抄出した淡々とした記録と並べて、『因府夜話』の語り伝え、『武説禁頭録』の実際には虚構をも含む文章を収録している。⁶⁾岡島は、狭義の史実と、語り伝えや虚構も含む言説とを截然と分けるのではなく、且つ後者にも何らかの意義を認めていたものと思われる。かくてこの考え方は、前掲した近代以降の研究にも影響を与えている如くである。従って、事件の実説から話が生成し、語り伝えや虚構化の営みを経ながら展開していく様相を跡付けることは、必要な作業であると思われる。

なお、当事のみを素材とし、「……之事」と称する章段により構成するといった、一書として実録の体裁を備えたものは今のところ見出せない。例えば後掲する『因府夜話』『庫中隠見録』等では、種々の事件を記す短編の章段が集められた中に当事を扱うものが含まれるのであり、それ自体を実録と称することはできない。然るにそこでは、実説に基づきながらも話の増補・改変が行われるなど、実録と共通する作法が用いられていると認める。事件の実録化と称して論ずる所以である。

二 推定し得る事件の実説

先ず、宅間事件の実説について推定してみる。なお厳密な意味での史実は当事者以外知り得ない要素も含まれ得るのであり、ここで実説

というのは、藩や幕府の関係者たちの間で先ずは実であると認識を共有されていた基本的事柄を指し、後掲する実録的記述（語り伝えや虚構化）と対照させる意図で用いる。大嶋陽一「鳥取藩政確立期の御用頼老中と旗本―寛文・延宝期『御用人日記』を事例に―」⁷⁾は、池田光仲親政による藩政確立期に、幕府との諸交渉に際し、御用頼と称される老中の稲葉美濃守正則、旗本の北条右近大夫氏利、板倉市正重大が大きく介在していたことを、『御用人日記』の記述から解明した論考である。その中で、当事をめぐって藩が稲葉、北条、板倉に逐一相談しつつ幕府対応を進めていたことが指摘されており、極めて示唆的である。以下、大嶋論文を参考にしつつ、『御用人日記』以外の資料も加えて、やや詳しく掲げる。

『御用人日記』に拠れば、事件直後、藩の屋敷には早々に注進があり、和田式部ら重職者が対応を協議。河嶋亀右衛門、大嶋五郎兵衛が宅間の迎えに出、その足で北条新蔵邸へ赴き改めて経緯を聞いた。また大嶋が老中稲葉正則（御用頼）を訪問し、次の遣り取りがあった。

（稲葉、）「八太夫儀先方を誰とも不存候而、新蔵殿迄跡をしたひ参り候哉」と被入御念候。（大嶋、）「御直参御衆中様とは努々不存候而、新蔵殿御門迄参候処、新蔵殿、大沢右近殿御出被成、野々山瀬兵衛殿にて候間、引取候様にと御差図に付、引取候」由申上候へば、（稲葉、）「一段尤に思召候。ヶ様之儀時々有之事」と被仰候。

やはり、追い懸けたのは相手が直参と知った上でのことか否かが争点になったのであり、それは「努々不存候」と結論付けられた。

八月二日、老中久世大和守広之より藩に対して宅間の口書を提出するよう達せられた。この時宅間は上屋敷の長屋に謹慎していたが、藩

では「八太夫儀公義え口書上り申事に候得ば、只今迄之通にては如何と思召に付而、刀脇指を取、御馬廻り四人替々八太夫側に罷有候様に」と仰せ付けた。翌三日、口書の提出を完了。同日、「対公儀為御仕付」、養父源之丞に閉門仰せ付ける旨、国元へ飛脚を送った。このように、藩は幕府側に対して細心の注意を払い続けたのである。

九日、久世大和守等より、野々山瀬兵衛に対して、「今度之一巻不念に思食候。依之御切米被召上之旨」仰せ渡され、野々山は「昨夕夜半時分自害被仕由也」との情報が鳥取藩に伝わった。

一〇日、稲葉美濃守、久世大和守相談の上、宅間について、「此者の儀は別条無之候。其儘被召仕可然」、「今之内は御国元へ被遣、御国にて被召仕可然」との沙汰が伝えられた。藩では、宅間に御番引を命じ、国元の親源之丞の閉門を免じる。即ちこの一件、野々山は不念を咎められたことを受けて自害、宅間は御構無しとなったのである。

次に、野々山瀬兵衛に関して把握し得た限りのことを掲げる。『寛政重修諸家譜』によると、野々山瀬兵衛兼宗は、

寛永十六年(一六三九)七月二十三日はじめて大猷院殿(家光)に拝謁し、のち御小性組に列し、十九年十二月十日廩米三百俵をたまふ。慶安元年(一六四八)五月十八日御小納戸となり、明暦二年(一六五六)五月四日中奥の番士に転じ、寛文二年(一六六二)十二月二十二日百俵を加賜せらる。

とされ、併せて当事件のことが記される。

(寛文)十一年七月二十九日、さきに上京の途中にして、非礼の者を討捨し処置よろしからざる事ありて、御気色かうぶり食禄を没収せらる。八月八日、其身武道に闕、面目を失ひし事を悔憂に堪ずして自殺す。

『略譜』⁹⁾ 同人の項には、次のように記す。

寛文十一年七月廿九日路次にて慮外もの討し候始末不調法に付、御咎は無之候得ども、御切米被召上候に付、外不調法と違武士道之不調法之旨被仰渡、不幸之儀世上之外聞面目無之と存詰、同年八月八日自滅仕。葬湯島称仰院。

幕府側のこの件への対応に関して、『柳營日記』¹⁰⁾ 寛文十一年八月八日の条に次の記述がある。

件之子細付而其説数多有之故、以双方之口書被遂糺明之処、瀬兵衛始末不宜故、御切米被召上之、今日大和守宅え野々山彦右衛門、進喜太郎、石河三右衛門召寄之、右之趣大和守伝之。

事件直後、目撃証言等であろう、諸説あるので、双方から口書を取って糺明したところ、野々山の対応に問題有り認定されたということである。野々山の方もその行動について聴取されていたのである。

また、『徳川実紀』(『嚴有院殿御実紀』卷四三)¹¹⁾ 同日の条には、野々山がこの件によつて廩米を召上げられた事を挙げ、付言する。

世に伝ふる所は、その時兼宗が拳動臆したりとの聞え有てかく御咎蒙りしを、みづから恥てこの夜自殺せりとぞ。(原文では割書)

以上から知られるのは、吟味の結果、野々山の行動には臆したりというべき不適切な点があったと見なされたということである。しかし前掲した鳥取藩の『御用人日記』では、宅間と野々山の間に如何なる応酬があったのか具体的な記述が無い。単に、「跡をしたひ候得共遙に隔り、漸北条新藏殿御屋敷之辺にて見掛候へば、彼人新藏殿御門え入申候」とあるのみで、余りに漠然としている。

ここで事件が国元にはどのように伝わったのかを、鳥取の家老による記録『家老日記』¹²⁾ の中に窺ってみる。関連する記述は、同年八月

一〇日の条に初めて現れるが、そこに、江戸の『御用人日記』には無かった傍線部分の記述が備わるのは、細かなことながら、注目に値する。

宅間八太夫儀、親源之丞為名代江戸御番罷越候。然所に、藤堂佐渡守殿へ御使に参候とて、家来を野々山瀬兵衛と申御旗本衆にきられ候故、鑓を抜、北条新蔵殿屋敷へ追込候。此段御老中へ御届被成候へば、八太夫口書御上げ被成様にと之儀に付而、御上げ被成候。(以下、野々山の自害、宅間は御構無しとの沙汰があつたところまで続けて記し、事件の全体像を示す。)

宅間が鑓を抜いて野々山を北条新蔵屋敷へ追込込んだと、鳥取には伝わっていたのである。後継する如き宅間武勇の話が生成する端緒の一つがこの辺りにあつたことが窺える。

宅間は御構無しとなつたものの、藩ではこの後も依然慎重に諸事に対処した。『御用人日記』八月二二日の条、宅間帰国に際して付添の者の手配を調べ、また鳥取において、宅間の現在の屋敷では「諸事用心等も一々難仕候間」、丸の内の別の屋敷へ転居させ、その屋敷の門に「足軽式人程宛御番被仰付」、宅間父子には当面禁足の旨申し渡した。これは幕府側への配慮であると共に、遺恨を抱く者からの保護を目的とする。晦日、国元に対して、迎えの者二名が草津辺で宅間を待ち受けるべきこと、伏見辺まで御歩四、五人、御鉄砲一五人を遣わし、江戸から付き添った者たちから引き継ぐべきことなどの指示を送った。九月七日、宅間は下屋敷に召され、道中諸事四人の付添の指示に従うよう申し渡され、翌八日江戸を発足した。これを待ち受けた国元側の様子については、『家老日記』に出て来る。九月八日の条に、草津・伏見辺までの人の手配のこと、宅間父子の転宅、禁足、番のこと

鳥取藩士宅間八太夫事件の実録化について(田中則雄)

など、先の指示を受けて正確に対処したことが見える。一九日の条には、江戸屋敷から、「宅間方へ組頭、縁者、親類、常々入魂之衆共各別、其外之衆は見廻遠慮候様に尤候。然上は町人等に迄迄常々出入不仕ものは必無用候事」、「宅間屋敷之番之者、人改堅万油断有間布事」と、警固について念押しがあつたことを記す。かくして江戸の『御用人日記』一〇月五日の条、今晚、国元より飛脚が到来し、「宅間八太夫道中無異儀、先月廿五日御国え帰着」との報を受けた。宅間に江戸の勤めを退かせ帰国させることは、かかる一大事であつたのである。

藩の宅間に対する監督と庇護はこの後も続いた。『家老日記』翌寛文一二年(一六七二)六月二六日、養父源之丞は隠居して八太夫に家督を譲り、併せて禁足を解かれたが、八太夫は「未門外へ不罷出居申答之事」とされた。『御用人日記』延宝四年(一六七六)五月八日、漸く「向後惣廻り土手之内心儘出仕候様に」との仰せ渡しがあつた。但しこれも慎重な手続きを経てのことであつた。藩では板倉市正重大(前記、御用頼の旗本)に、先年事件に際して「対公儀憚と存、八太夫儀国許に而丸之内に置」くこととしたが、この度「城下廻り迄は罷出候様被仰付候而も苦間敷候哉」と問うた。板倉からの返答には、「八太夫手前別条無之儀候間、如何様共思召奇次第被仰付、御尤候」、当人が御構無しとなっている以上、そちらの考える通りでよいとのことであつた。藩は、御用頼に相談しつつ、幕府への配慮を示し続けたのである。

宅間の晩年は次の如くであつた。『家老日記』に拠れば、宝永二年(一七〇五)六月二二日に隠居、九月一二日に剃髪の望みを許され、清入と名乗る。翌三年六月二七日、「御城外近在えも罷出度」願いが許された。その際、「於江戸、野々山殿御子息方之様子御聞せ候処、

公義何之御構もなく、子息達夫々に被召仕、子細も無之段、委相聞へ候」とある。事件から三〇年以上経っても、藩は野々山の家族の動向について懸念していたのである。『因府年表』に拠れば、宅間は正徳二年(一七二二)十一月二日に没した。¹⁹⁾

宅間八太夫事件は、藩主池田光仲をはじめ多くの人々を巻き込む騒動となったので、国元では当時から注目されたに相違ない。その後宅間は三〇年余り生きたが、藩が彼への関与を止めなかったこともあり、事件が忘れ去られることはなかったであろう。そうした状況の中で、人々は、前掲した江戸屋敷の記録が敢えて書かなかった(藩にとっては、事態収束を図るために触れられなかった)部分を補い、あるいは虚実交えて話を増幅させて語り、更にはそれを文章化していったのである。そこには、野々山は不念を咎められて自害、宅間は御構無しという既定の結末へと接合させるべく話の筋を通すという、実録の制作と同じ営みがなされている例を認める。以下、順に検討していく。

三 実説の継承と語り伝えの生成

宅間事件に関して、日付順に事項を列記した資料が幾種か存在する。『三寛秘録』¹⁴⁾は鳥取藩における、(一)寛永の渡辺数馬敵討事件、(二)寛文の宅間事件、(三)寛政の岡部善右衛門事件に関する記を収録する。『鳥取藩史 第六卷』¹⁵⁾では、(二)を翻刻して掲げ、「江戸日記より集めたるもの」であるとしているが、これは前掲した『御用人日記』を指すと認める。但し、鳥取の『家老日記』からも取り入れていく。即ち、冒頭に「寛文十一^亥 八月十日之記」として、前節に引用し

た「宅間八太夫儀、親源之丞為名代江戸御番罷越候。…」の文章を置いて事件の全体像を示す。続いて、「但し、右の次第最初委細左之如し」と仕切り直して、『御用人日記』の事件当日の条から順に掲げていく(その内容は即ち前節に見た通り)。そして宅間が江戸を出発して以降については、『家老日記』九月八日以下の条から掲げる(一部『御用人日記』に拠る)。このように『三寛秘録』は、藩の記録から記事を抄出することでこの事件の始終を淡々と示そうとするものである。

なお前掲『鳥取藩史 第六卷』では、『三寛秘録』の記事は『続保定纂要』¹⁶⁾にもあると指摘している。但し厳密に言うると、『続保定纂要』の記事は、専ら江戸での『御用人日記』のみから抄出したものであり、鳥取の『家老日記』からは取っていない。

『鳥取藩史 第六卷』が挙げる以外にも、類似の方法で記述された資料がある。鳥取藩政資料の「藩士家譜」は、天保年間(一八三〇)一八四四)に書き上げられた各家譜に、明治二〇年代頃池田家によって廃藩までの記録が加筆されたものである。¹⁷⁾その一『詫間半蔵家譜』、『三代八太夫^{後清人}』の条は、当人の経歴を『御用人日記』『家老日記』を元に編述して掲げ(墨書部分)、併せて両日記から該当箇所を直接抄出しているが(朱書部分)、何れにおいても事件関連の記述が中心をなす。

写本『於江府宅間八太夫一件聞書』(筆者蔵)は、基本的にこれらと共通する方法に拠りながら、若干の特色を有する。先ず、事件当日から、九月八日宅間が江戸を出発するまでの各条は、『御用人日記』から抄出している。更に続けて二話を掲げている。その一は、藩士の石河四方左衛門が、事件の報を聞くと宅間を扶助すべく行動した話で

ある。その二は、寂潭和尚（藩主池田家の菩提寺興禅寺の第七世住持）が語った宅間の人物と事件に関する伝である。この二話は、『因府夜話』から撰取したものと認められ、次に述べる通り、事件後鳥取藩関係者の間で語り伝えられた内容である。このように記録（実説）と語り伝えとを連続的に扱うのは、第一節に掲げた岡島正義の態度と通じるが、ここで留意すべきは、元来この語り伝えも、記録（実説）に立脚しつつ生成展開していったものであり、決して乖離したものではなかったと思われる点である。以下、このことについて検討する。

先ず右に触れた『因府夜話』所収話を取り上げる。『因府夜話』は、延享二年（一七四五）に没した佐藤長通が晩年に著し、子の長健が増補したとされるが、宅間事件に関連する条は、何れも長健による部分に含まれる。その一は、石河四方左衛門が、事件のことを聞くや、宅間を扶助すべく彼の居場所（北条新蔵屋敷）へ馳せ向かった話である。八太夫が召連たる老人の借若党立帰り、其旨を告たる時に、四方左衛門其時の御家老恕心志摩殿へ申達し候は、「八太夫に何の所縁は候はねども、日頃別懇に致し候八太夫が事に候へば、先方にての首尾を見届遣したく候」と願ひければ、「勝手次第」と聞届け申されける。直に馬に打乗て馳出たり。時に御長屋の窓より、「首尾よく仕舞て追付帰られよ」と云ければ、四方左衛門取あへず、「向方にての首尾次第」と答話を云すてながら早馬にて馳出たる振廻、何といふべき様もなく見事なる様子にて有しとなり。仮初の一言も其手を拔ずよき返答なり、武道の本意なりと人々褒けるとぞ。一説に、四方左衛門被仰付被遣候に付、御門内より馬に乗馳いだし、誰がしやらん、御式台に出て右之挨拶せし共云。この石河四方左衛門は、雖井蛙流劍術・化顕流居合術の達人としても

鳥取藩士宅間八太夫事件の実録化について（田中則雄）

知られた石河正次のこと。彼の恕心志摩こと荒尾宣就（倉吉を治めた家老。号恕心）との問答、その挙措が周囲から絶賛されたという逸話である。また最後に異説として、石河は仰せ付けを受けて宅間のもとへ向かったのであり、相手も荒尾以外の人、場所も式台の辺とする伝もあると付言する。なお引用は省略するが、これに続けて、石河が国元で日々出勤前に家来たちを玄関に集め、次の間に懸け置いた鐘を自身で外して鐘持に渡し、帰宅の節も自身で受け取り鞘を外して刃を拭いて常の如く懸け置くことを生涯続けたとの話を掲げ、「真実武士の心に生れ付たる人といふべし」と評している。

その二は、冒頭に「興禅寺寂潭和尚の咄しに……」とある一話である。先ず、彼が元来は寡言質朴の人であったにもかかわらず、野々山に対して立派な詰め開きをしたのは、年来信敬してきた観世音の擁護によるものであったとし、後年宮んだ観音堂の由来へと説き及ぶ。

詫間八太夫が性質沈黙にして平生の言行を見ては埒の明ざるむまれ付なり。先年江戸にて野々山殿との出合の時、其詰開き一つも残る所なきは、時の人舌を振ひけり。八太夫年頃観世音菩薩を信敬しける。其性かたくなはしく理にうとくものいひ爽利ならず。今年の江戸押番何の恙なく相勤むべきかと其噂ひたる程の八太夫なりしに、何事を云ても時の宜きに合、比類なき手柄の者と天下に其名を残せり。八太夫が心中にも、全く是我知巧にあらざる、多年恭敬し奉る円通大士の我身に影の如く付添て擁護し給ふと思ひ取て、猶其以後信心弥増て一生意おこたらず、老後に及びては八太夫が護持尊を法美郡立川村の端れに一艸堂を営構して、唯識院の住持を頼みて安置す。是を世の人詫間堂といへり。後に米村所平広治が願主にて靈光院の巨利を創建したれば、草堂は靈光院

の寺内になりたれ共、今の世迄靈光院といふ人はすくなく、詫間堂といへば、府中に於て知らざるものなし。

詫間堂はここに言う通り、後に藩士米村所平広治がこの地に建てた靈光院に取り込まれ、更に明治初期、因州東照宮(樗谿神社)の別当寺であった大雲院がここへ移り、以降大雲院として現在に至る。

続いてその時の彼の言動を、具体的に描いていく。

古老の咄しを聞伝ふるに、詫間が野々山殿を追懸て北条殿の屋敷まで来る時に、(北条)新蔵殿門の闕際しきまぎはまで出向ひ、「夫に見ゆるは松平相模守殿の家来か。唯今此屋敷に入来られしは野々山瀬兵衛也。御旗本を知て慮外を仕るか」と尋ねらる。其時詫間が返答に、「左様の御方と夢にも存ぜず。ちと御尋申度事の候て御跡を慕ひ是迄参上仕りたる」と、いかにも敬ふ体にて平伏し、持たる鎗を伏せ、鎗持の持たる鎗の鞘を取て抜刃ぬきみの鎗に懸しと也。

相手が旗本と知った上でのことかという北条の問いに、明快に否と答えた。しかし実際には、騎馬で逃げる野々山を追った時、

野々山跡を見て、「旗本を知らざるか」といはれたるに、「何と旗本には鎗の立ざるものか」と高声に喚おほきて追懸たるに相違なかりしとの風聞なれば、旗本と知ざるにはあらず。

ということであったという。

然るに北条殿詫間が心の付様に、旗本衆と知て慮外仕るかと言れしも、新蔵殿唯の御人にてなきなり。(詫間が)此一言に心の付て即座に敬畏したる機転も、又凡慮の外なり。

かくて詮議の時に北条が、彼は相手が旗本とは全く知らなかった、(その証拠に)自分の一言に平伏したのであると公儀に言上したが故に、「詫間が後難を免れたる也」とする。両人はかかる言外の対話をした

と言いたのである。注目すべきは、彼が、相手が旗本であるとは知らなかったと述べそれが認められたという実説(前掲『御用人日記』)を前提に置きつつ、実はその裏面にはかかる事があつたのだと語る——実録で典型的に用いられる方法がここに見られる点である。

更に、事の詳細は次のようであつたという。彼は若党を切つたのは旗本の野々山瀬兵衛であると聞く。しかしその姿も見えぬ故、先ずは使者の役を務め、再び戻ろうとすると、一人の旗本に行き会つた。

其名を尋ねれば、「野々山瀬兵衛と云人也」といふ故に、「暫く待給へ。御尋ね申べき義あり」と詞を懸たるに、耳に入ざる体にて早馬にて逃られしかば、「何国迄もやらぬぞ」と云て追懸たりしなり。

記述の順が前後しているが、こうして追い懸けた後に、前引の「旗本を知らざるか」云々の応酬があつたことになる。即ち、相手が旗本であることも、野々山瀬兵衛という名であることも承知の上で子細を聴こうとしたが、一散に逃げたので、それを追い懸けたというのである。

一方この時同行していた別の貸若党が屋敷へ馳せ戻つて注進し、藩士の面々が出動して彼を連れ帰つたとする。そして、もしこの連れ帰りが遅ければ野々山の一類中と衝突が生じていたとするが、この説は、藩の記録には見出せないものである。

野々山の一類中も此旨を聞て、旗本の歴々北条殿宅へ馳集る。今少し遅滞するならば、御旗本に対し慮外など、あらましかば、野々山の類中と八太夫其場にて討死する事もあるべし。何れも八太夫を同道して引取たる跡に類中何れも参られたる也。皆是多年の信力仏陀の冥感なるべし。

以上の如く、彼が高名を得たのは好条件幸運、人の助けに恵まれた

からであり、それは即ち私の擁護に拠るものであったというところに帰結させるのが、寂潭の談の趣旨であった。語りに依拠する故であるう、記述に整理が行き届かない部分もあるが、事の発端、宅間の言動の所以、高名を上げた結末へと話の筋を通し、全体を観世音の冥助によつて括る。これも、実録の典型的な方法と近似する。この話を語ったのは寂潭であるとされるが、元は前掲の如く「古老の咄し」に由来するといふ。全般にわたり基本的な話の枠組は実説から逸脱しない。当事者の言動を恰もその場で見たかのように語るが、全くの空想ではなく、実説を前提に置きつつその空隙の部分語ったものと窺える。

なお『因府夜話』には、以上の寂潭による談とは別の条で、次の逸話が記される。

御国へ御返し被成、(屋敷については)御城内を修理し御差置なされ、児輩花を携へて与ふる時は、「観音へ捧ぐ」とて、甚だ歡べり。無二貞実の老人なりといへり。

彼が丸之内の屋敷に住まわれ、長く移動を制限されて過ごしたことは先に見た通りで、これも実説と齟齬しない。

次に『雪窓夜話』所収話に関して言及する。『雪窓夜話』は、宝暦五年(一七五五)に没した上野忠親が最晩年まで編纂を続けて成ったもので、『因府夜話』と同一の話も多く収録していることが知られている。⁽²¹⁾前掲の石河四方左衛門の条、寂潭和尚談の条も収めており、文章表現も『因府夜話』のそれとほぼ共通する。ところで上野忠親は、宅間事件に関する語り伝えを収集しようとしていた。その著『木鼠翁随筆』に「宅間八太夫野々山瀬兵衛口論覚書」なる一連の記を収録する。⁽²²⁾これは、寛保元年(一七四一)、既に当事者の委細を知る人が稀になつてゐることを、荒尾内匠が浅田平馬に話したところ、浅田は、

鳥取藩士宅間八太夫事件の実録化について(田中則雄)

益田雲洞(御医師)が伊丹瀬兵衛(事件当時、御用頼の旗本北条氏利への使者を務めていた、藩の奏者役)の話を聞いており、最も詳しいはずであると述べ、雲洞に当時のことを話してもらい書き記した、上野忠親は浅田に懇請してその書付を借りて写したものであるといふ。雲洞は、若年の時分に聞いた話に拠っているので覚束ないが、「承知仕候趣には少も増減無御座候」として語っている。そこには、宅間が門内に逃げ込んだ人物を出してほしいと「せりかけ申」すのに対して、北条が「拙者儀相模守殿へ兼て御心易き事に候。御自分越度に不被成段存届候」と説得したとある。これは前掲寂潭和尚の談にあつた、北条が特段の取り計らいをしたとの説に繋がるものであるが、その背後に光仲との昵懇の事があつたとするのである。次の、宅間が北条屋敷から引き取つた後、野々山一類が押し掛けたとの事も、やはり寂潭和尚の談と横の繋がりの関係にある。

八太夫引取罷帰候跡より野々山一族之衆中大勢かけ付け被參、殘念がり被申候由に御座候。

石河四方左衛門の逸話も、前掲と小異はあるが、含まれている。更に、八太夫儀は何分御旗本之御方へ推參仕候得者、公儀より御捌次第重く御折檻も可被仰付とて御押籠置御番人等御付御置被成候由に御座候。御一門様方御出入之御旗本之御方大勢御見廻夥敷事之由に御座候。

藩では対幕府の問題故に緊張が走り、所縁の有力者たちに助力を求めたとの事は、次節に掲げる、一門の代表格池田光政が登場する話へと繋がっていく。なおこの『木鼠翁随筆』では、益田雲洞による一連の記とは別立てで、寂潭和尚による談も収める(前掲と小異あり)。

佐藤長健が『因府夜話』に当事件の関係話を記述したのが、父長通

の没した延享二年(一七四五)以降のこと、一方上野忠親は没する宝暦五年(一七五五)の直前まで『雪窓夜話』の編述を続けていた。『因府夜話』『雪窓夜話』の先後関係について断じ難いが、この時期、寛保元年(一七四一)の益田雲洞の聞書や、寂潭和尚の談などの語り伝えが、藩の関係者の中で知られていた。雲洞が伊丹瀬兵衛から直接聞いた話に依拠して語った如く、未だ実際に事件を知る人による見聞が残存していた。かくて大胆な虚構化を抑制する力が働く中で、その時の状況の詳細や人物の言動などの描写が補足されていた。『因府夜話』『雪窓夜話』所収話には、地方実録の生成のあり方と重なる部分が見て取れる。然るに更に時間が経過すると、独自の解釈を立ててそれに連動するよう文章表現が整えられ、虚構化が進むようになる。このことについて次節に検討する。

四 宅間に関する逸話の展開

『御用人日記』に記された宅間の行動は、「(野々山の)跡をしたひ候得共遙に隔り、漸北条新蔵殿御屋敷之辺にて見掛候へば、彼人新蔵殿御門え入申候」というのみであった。追いつめた、逃げたとも言わず、言葉の遣り取りにも触れない(宅間の口書も同じ)。藩側は、意識的に言及を避けたように見える。しかし情報が拡がっていくことは止められなかった如くである。前掲した通り、鳥取の『家老日記』では、「鐘を抜、北条新蔵殿屋敷へ追込候」と記した。江戸屋敷では表に出して言うてはならない情報が、そのあたりの整理も不十分なまま国元へ伝わっていた。こうして生じた語り伝えは前掲の『因府夜話』『雪窓夜話』『木鼠翁随筆』などに書き留められたが、その後時間を経

て、鳥取藩関係者の周辺において更に増幅していったことが窺える。

『庫中隠見録』²⁴⁾は、光仲による因伯統治の体制、その時代の主従の逸話を記すもので、成立は文化・文政頃(一八〇〇～一八二〇年代)と推定されている。「田熊八太夫ガ事」の条は、実説に対する改変増補が、前節に掲げた諸書に比して大きい。なお本条では、宅間を田熊、相手の名も布山瀬兵衛とする。事の発端は次のようであったという。

八太夫若党(用事があつて遅れ)心ノセクマ、ニ、布山ノ供ノ中カケ通りケルヲ、布山ガ従者はヲ捕エテ、「ロウゼキ者」トトガメケルニ、彼ノ者ウロクエテヤアリケン、取レタル手ヲ振り放タントネジ合ヒツカミ合シケレバ、布山元ヨリ短慮ノ人ニテ、「悪キ下郎ガ仕方カナ」ト馬上ヨリ抜打ニセラレケル。折節人通りモナク辻番杯モ見ザリケルニヤ、其儘打捨ニシテ通りケル。

田熊は知らせを聞いて、次の如くであったという。

大ニ驚キ、「コハソモ何事ゾヤ」と馬ヲカヘシテ件ノ所ニ至リ、
「口惜キ事カナ」ト齒ガミヲナシテ居タリケルニ、

ここでは、布山は短慮の人であった、また、田熊は強い憤りを抱いて行動した、という独自の解釈を立て、それに連動する描写がなされている。田熊が布山を追い懸ける姿をこう記す。

肩衣ヲ後口ヘハネ袴ノ裾ヲ取上ケ請鑑ヲ合テカケ行ケリ。鎗持是ニ随テ少モオクレズ走り行ク。

前節では引かなかったが、『因府夜話』寂潭和尚談の条に、騎馬の野々山を歩で追ったと記した上で、割書で、「一説に、詫間も馬上、肩衣の前のさみはづれて、馬を馳行勢に風に吹かれて一入勇しく見えけると云」としている。本書ではより積極的な表現を用いて、その勇姿を描き出したのである。田熊の勢いが布山を圧倒して追いつめる様も強

調される。

八太夫追着ントモメドモ馬ナヅミテ進マズ。八太夫大音上、「御士暫ク御待アルベシ。申ベキ事ノ候」ト云ケレバ、布山主従振りカエリテ見ケル。其時八太夫亦申ケルハ、「先程打捨ニセラレ候ハ拙者家来ニ候。子細承リ候ハン間御待アルベシ」ト云ケレバ、聞ヌフリニテ少シ馬ヲ早メテ過行シカバ、八太夫声ヲ上、「其儀ナラバイヅク迄モマイルベシ」トセキニセイテ追掛行。

駆け込んだ布山を匿う北条安房守は、相手は旗本だと述べるが、田熊は士道を持ち出して対面を要求した。

八太夫手ヲツキ頭ヲサゲ、途中ノ次第一々申述、「布山殿トハ元ヨリ存ガケモ候ハズ。是エ罷越シ承テ驚入候。御直參ノ御方憚リ多ク候ヘドモ、士ノ儀ハ上下ノ差別無之候ヘバ、掛御目ニ直ノ御事ヲモ承リ、拙者存念ヲモ申度候。左様ニモ不仕候テハ士道ハ勿論、相模守（主君光仲）へ可申聞品モ御座無ク候ヘバ、此段乍恐御聞届下サルベク候」ト申ケレバ、

これに対して北条は、「全ク士法ノオチドニハ成候事ニテ無之候。自分天下ノ大目付ヲ勤ル身ニ候ヘバ、御辺士道ノ儀ニ於テハ請合可申」故、ここは屋敷へ帰られよと説く。それでも田熊は、「相模守家風モ御座候テ、其人ニ対面ニモ及バズ外カ様ノ御挨拶ヲ以テ仕廻候トハ、朋友ニモ申聞ガタク候」と引き下がらない。北条は、もし光仲公から疑問が呈せられることがあれば自分が証人に立つので、引き取れと押し返す。『御用人日記』に、北条から、相手は旗本だから帰れと言われて即承引したとするのは、最早大きな隔たりがある。

かくする内に鳥取藩の屋敷から人々が駆け付け、北条から状況を聞いた上で、「大勢ノ人数八太夫中ニ取廻シテゾ帰りケル」となった。

鳥取藩士宅間八太夫事件の実録化について（田中則雄）

これについても、『御用人日記』では、河嶋亀右衛門と大嶋五郎兵衛が宅間を迎えに出たが、途中神田橋の先、酒井雅楽頭屋敷の前で、宅間が帰って来るのに行き会い、一旦その場に留まらせて、両名は北条屋敷へ赴くが、面会まで時間を要したので、宅間の様子心許なしとて、大嶋のみ残り、河嶋は酒井屋敷前へ立ち戻って宅間を連れ帰ったとある。独り北条屋敷で粘ったというのは、実説と重ならない。

続いて、報告を聞いた光仲は、「八太夫武士ノ一通リニ於テハ残所無キ仕方。神妙成事」と「再三御ホメ被成」たが、公儀を憚り、田熊を謹慎させた。布山の方は、旗本仲間が義絶し親族が切腹させた。藩側はこれを聞いて、田熊の処遇について内々に老中に尋ねたが、布山は公儀が命じたのではなく親族が切腹させたものであるから、田熊についても光仲の了簡次第との回答であった。藩では却って評議定まらなくなり、光仲は紀州大納言殿と御縁であったので、指示を仰いだ。すると、「布山ハ腰拔士ナリ。……八太夫ハ手柄者也。何ヲ以テ腹ヲ切スベキ理アラン。公儀ヲハ、カリ切腹サセナバ、此後相州（光仲）ノ家士ハ武道ヲ立ル者アルベカラズ。速ニ田熊ヲ領地エ帰ヘサルベシ」との仰せであった。かくて大勢の人を付けて田熊を鳥取へ送り返し、城内に住ませ用件堅固にして禁足させたとする。ここで言う紀州大納言殿とは、光仲の正室芳心院の父徳川頼宣を想定しているであろう。如何にも真しやかな話になっている。しかし『御用人日記』八月一〇日の条によれば、老中稲葉美濃守と久世大和守との相談の結果、宅間には別条無く、国元へ返して勤めさせよとの旨が、北条氏利（御用頼の旗本）を介して藩に伝えられたとする。やはり実説との間に相違がある。ここにはこの『庫中隠見録』の、光仲の人と時代を描き出したいという意図が影響しているように思われる。田熊は最初か

ら勇を顕わにした、それは光伸を筆頭とする当家の家風を体現したものであった、拠って光伸もそれを評価し、紀州大納言殿も共感して田熊を守ったのである。これは確かに筋の通った話に仕上がっている。そのためには事の詳細において実説と乖離が生ずることは厭わなかったのである。

更に末尾に次の話を付加している。

八太夫ハ常ニ観世音ヲ信ジケルガ、守袋へ入置タル小仏の観音光ヲ放テ鎧ノ先ニ顕レ玉ト八太夫ガ眼ニ見ヘシカバ、弥勇ミヲナシケル。

かくてこの小仏を祀ったのが田熊堂であるとする。前掲した寂潭和尚談では、観世音はあくまでも背後から彼を守護する存在であったが、ここでは表に姿を現している。やはり話を一段増幅させていると言える。

『樵濯集』は、米子詰の藩士であった栗木尚謙が、孝義・救民・武勇等の話を、人を善に導く鑑とすべく、冊子、古老の話、見聞の中から採録したもので(自序に拠る)、没した文化二二年(一八一五)の直前頃に成立したと見られる。原本の所在は不明であるが、そこから因伯関係の四六話のみを抄出した『樵濯集抜書』と称する写本が西尾市岩瀬文庫に蔵される。その中の「宅間智勇」を以下に掲げる。

若党一人先へ遣しけるに、誤て御旗本野々山瀬兵衛の供割をしければ、則討留らる。八太夫遙かに其所を見受るといへども、……(先ずは君命大事と使者の役を済ませ、)矢立取出ししかくの事書認め、家来を御屋敷へ戻し、其身は子細可相尋と、右之場所へ差急ぎ罷越す。

宅間は自分の若党が供割をして討たれる瞬間を見ていたとした上で、

それに続く冷静なる振る舞いが書かれている。さて野々山は、こうして宅間が子細尋ねようと自分の方へ接近して来るのを見るや逃げた。

其体を見て瀬兵衛馬に乗り跡をも不見一さんに逃らる。依之八太夫鎧の鞆をはづし、「狼藉者遁さじ」と声をかけ追懸る。

野々山が北条屋敷へ逃げ込む、宅間は出してもらいたいと呼ばわる、主の北条が出て来る、対して宅間は、「其儘にて罷帰り候ては、主人に可申様も無御座候に付、趣旨可相尋と其場へ罷越し候所、其人馬に乗り逃し申候。士法も無之右体之趣故、胡乱者と存追駆け候へば、当御屋敷へ駆込申候」と述べる。北条は、「右駆込候は胡乱者にては無之、御旗本野々山瀬兵衛にて候。其方は存不申候哉」と返す。

其時八太夫大に驚きたる体にて、「左様の御方とはゆめく存寄不申候。先達て申上候通り、子細相尋に罷越候へば、夫を見受一さんに逃出し候に付、是は武家を贖せ候胡乱なる者と存、狼藉者と声をかけ追駆け候事に御坐候。御歴々と存候は、右等之失礼に及び可申様は無之候。偕々無存掛事にて御歴々へ右体の致し方、憚入り奉存」と申ければ、(北条)新藏殿、「委細承届候。尤成事に候。何分先暫く休息致し可被申」とて立入被申、

ここでも宅間は士法を持ち出している。しかし相手が旗本であったと知るや忽ち引き下がっている。前掲『庫中隠見録』の、旗本であろうと「士ノ儀ハ上下ノ差別無之候」と抗うのとは異なる。本書における宅間は、武士としての道理を求めながらも、始終感情を抑制し冷静な行動を貫く人物として捉えられている。それを「智勇」とするのである。

本書はもう一つ特色有る説を示している。事件直後に宅間が御屋敷へ戻ると次のようであった。

殿様光仲早速御式台へ被遊御出、「八太夫、でかひた」と被遊御意。
八太夫、「重々難有仕合に奉存候」と申上る。

相手の野々山は、「腰抜の御沙汰に及び、直に御追放、類中打寄詰腹を切らせ被申候」となった。然るに老中から、「何と申ても御直参の事。殊に御追放之上は、宅間にも切腹被仰付候様に」と言つて来る。藩からは「中々宅間事毛頭越度無之候得ば、切腹可申付様無御坐」と返答。それでも老中から重ねて要求してくるので、藩は対応に窮し、一門を呼んで相談、改めて拒むことで宅間は無事を得たとする。

新太郎様備前君始御一門中様へ御使者にて被成御出候様被仰遣、早速御寄合御相談有之。「決して切腹難申付」と御返答被仰遣、其分にて相済也。

幕府側との對抗の構図の中、光仲は宅間を評価し、一門と結束して守つてやつたなどという事は、『御用人日記』等の記録には直接表れない。但し前掲『木鼠翁随筆』の益田雲洞からの聞書には、「御一門様方御出入之御旗本之御方大勢御見廻夥敷事之由に御座候」とあつて、光仲が当家と昵懇の人々の助力を得ようとしていたことが窺える。

ここで、右に名の出る新太郎こと池田光政に注目する。『御用人日記』八月三日の条、老中の命に従い宅間の口書を提出したことに関連して、次のように記す。

八太夫口書御老中様え被懸御目儀、新太郎様え今昼以和田式部委細被仰進之。

新太郎光政は、光仲との交代によつて岡山藩主となった後も、年下の従弟光仲の相談相手となったとされる。特に老中との関係の事として、家老和田式部が使者に立ち丁寧な情報共有を図つていたと見られる。

鳥取藩士宅間八太夫事件の実録化について(田中則雄)

『有斐録』²⁷は、光政の逸話を集成したもので、その中に宅間事件に關する一条がある。宅間の言動についての説明は、右に掲げた『樵灌集抜書』「宅間智勇」と重なりが大きい。但し光政のこの件への関与についてはこの書の方が詳細に記している。宅間の切腹を要求する老中側と膠着状態に陥り、一門を呼んで相談があつた。その時光政は大いに笑い、「夫は誠に子供之水懸論といふもの也」と述べ、「此度之返答に覚悟申とあらば相済申事に候。其上に而是非々々と理不尽に申され候はゞ、御城え鉄炮を打懸候迄之事。自分も参り懸候。不肖には候へ共後詰可申」と喝破した。老中が聞いて、安からざる事として藩に実否を問い合わせたが、「新太郎様ケ様に申」と返したところ、將軍にも、「新太郎左様に申候はゞ最早其分に仕て可置」との上意にて、事は相済んだとする。藩の難局を乗り越えるため一門が協議したとの実説があり、とすればその筆頭格の光政がかくの如く先導したに相違ないという方向へ話が語られ増幅していったものと推測する。

鳥取県立図書館に『雪窓夜話』と称しつつ、前掲した上野忠親著『雪窓夜話』とは別の書と見なすべき写本がある。外題はこの通りであるものの、忠親『雪窓夜話』所収の条を取捨選択し、かつ記述を改変しつつ継承し、類する話題を追記編集したもので、一八〇〇年代に入つてから成立したものと見られる。当事件に關する条は、内容的には忠親『雪窓夜話』の寂潭和尚の談に依拠するが、寂潭の語りであるとは記さない。また元來同条が語りの痕跡を残しており、事柄が時間順に記されていなかつたのを、整理し直している。なお若干の話の増補も行われており、事件直後に宅間が屋敷へ連れ帰られた時のことを次のように記す。

光仲公御式台迄立出玉ヒ、八太夫ヲ屹卜御覽ジ、「慮外者ヨ」ト

御一言ノタマヒテ入玉フ。御心ノ内ゾ難有ケレ。ソレヨリ、差拍へ罷リ在ベシトノ義ニテ、不日国本ニ帰シ玉ヒケル。

前掲『庫中隠見録』『樵濯集抜書』では、何れも光仲は宅間に称賛の言葉を掛けたとあつたのと対照的である。ここでは、敢えて叱責し、続いて謹慎させ直ちに国元へ送り返すことで、実は彼の安全を守ってやったと言おうとしたのである。

岡島正義著『鳥府志』(文政一二年(一八二九)成立)では、「宅間八太夫宅」の条に、事件の概略、鳥取に戻つてからの住居、その警固のことを記す。この条では、追跡の様も、「宅間は」急ぎ野々山殿の跡を慕ひて其趣を聞くと追行ける程に、野々山氏は馬を馳めて北条新蔵殿のやしきへ駆入り」とある如くで、ほぼ実説の範囲に収めてある。しかし同書の「清涼山靈光院大雲寺」の条では、宅間堂の由来譚という構えの中で事件についても触れ、宅間が憤りを顕わにし、野々山はそれに圧倒されたとの描写を加えている。

八太夫この由を承り、無念やる方なく、直に鎧を提げ、其跡を追慕ひ、「事の子細を承らん」と喚りければ、野々山氏は跡をふりかへり見て、「御直参なるぞ。聊爾あられな」と云つ、馬を早めて急れけるを、「何地までも」と追かけ行程に、野々山氏は取散したる形勢にて、北条新蔵殿の屋敷へ駆こみて、

この捉え方は前掲『庫中隠見録』に近い。続いて北条新蔵が宅間に、「今日の首尾は何も某承知せる上は、最早やしきへ引取れ可、然候。斯く申すからは、後日御辺の越度には努々致候まじ。」

と、彼の思いを了解した上で後日取り計らう旨を諭して帰らせたすと、この『庫中隠見録』と重なる。但し次の話は独自である。

此日常に尊崇して身を不_レ放_レ観世音、頭の上に現じて擁護の威を

加給ふと覚えけるが、宿所へ帰りて後、随喜の余りに、守袋より取出し奉りて拝しけるに、尊体へ汗して居給へるを見て、信心胆に銘じ、合掌低頭して感涙に漂ひぬ。

観世音が姿を現すことは『庫中隠見録』にもあつたが、これは一種の身代わり譚であり、より虚構化の進んだ形と見なし得る。³⁰⁾

以上の如く、年月が経過すると、独自の解釈や観点を立て、それに沿って筋を通しながら叙述していく営みが行われ、虚構の部分が拡大していった。但しこれらも、自由な構想による創作ではなく、基底部分においては依然実説が意識されていたことが窺えるのである。

五 結語

宅間事件に関する話は地元の外へも伝わり、諸国の事件を対象とする武家説話集の中に収録されていった。そこでは宅間・野々山に対する褒貶が明確化される傾向が認められる。『武説禁頭録』³¹⁾では、宅間は若党が討たれるのを見て、鎧を蹴立てて野々山に接近し、「我等の召仕の者を切玉ふ上は、御自分と討果すべき」と罵つたとする。子細を尋ねるところではなく最初から勝負に出ている。北条屋敷に逃げ込んだ相手に対しても、「門外へ御出候へ。勝負を決し申べき」と申し入れたが、野々山は屋敷の裏門から帰った。

扱々瀬兵衛どの今度の比興臆病は一分立ぬ程にこそあれ、又八太夫は侍の道理正しき故に手柄ものと人口にあへり。依て相模守殿褒美せられ、在国申付られしと也。

実説では、先に見た通り、藩は幕府側の意向を慎重に窺いながら対応を続け、最終的に老中の稲葉・久世から、宅間には別条無し、国元で

勤めさせよとの沙汰を得たのである。手柄者であったから、主君からも褒美せられ在国を申し付けられたという単純な繋ぎ方は、話が藩の関係者たちから離れ実説による縛りが解かれた所で変容した結果であろう。これとほぼ同一の文章が、『諸家深秘録』『玉滴隠見』にも存する。これが更に『談海集』では、野々山が北条屋敷の裏門から逃げるのを、宅間が見付け、「大身ノ鐘ノサヤヲハズシ追カクル」、この様を「往還ノ人々柳原ノ土手ニ群集シテ見物ス」、野々山は戸田左門屋敷の裏門に逃げ込む、宅間は左門に出してもらいたいと要求、そこに鳥取藩屋敷から大勢が駆け付け、近所の大名衆旗本衆も出て左門と共に説得し、連れ帰らせた、となる。話は褒貶をより明示する方向に沿って膨らんでいったのである。^②

『御用人日記』に戻って、事件直後、河嶋亀右衛門と大嶋五郎兵衛は北条新藏屋敷へ赴き、「彼八太夫に路次に而逢様子承候へば、新藏様御差図被遊候付而引取罷歸候由申候。先以御差図被成段、相模守被承候て忝可被存候」と礼謝している。『因府夜話』寂潭和尚の談では、前掲した通り、北条殿は言外の対話で宅間を導いたとしていた。同条には、「野々山の屋敷も多き中に御家に御入魂の北条殿へ逃入れたるといふも、八太夫が仕合せ也」とも述べる。藩の関係者の間に、「北条殿は当家に悪いようにはなさらなかった」という説が拡がり、そして、その時の宅間への御差図とはかかるものであったらしいという話が起こる。それが語り伝えられ、更には文章化されていったものと推定する。岡島正義が『因府歴年大雑集』『鳥府志』で当事件を扱う際に、実録的記述を含む文献を排除しなかったのは、関係者たちが認識した実説の外側に、実録的記述が連続的に存在していると考えていたからではなからうか。宅間事件とは何であったのか、それは本人

鳥取藩士宅間八太夫事件の実録化について(田中則雄)

と関係者たちに何をもちがらしたのかを考えるに当たり、実録的記述には、虚構化の始まったものも含め、有益な手掛かりが内在している。こうした見解は、この事件について語り伝え書き継いできた人々の間においても共有されていたものであったと思われる。

注

- (1) 『御用人日記』は、鳥取県立博物館蔵。
- (2) 『鳥取藩史 第一巻』(鳥取県立鳥取図書館、一九六九年)所収。ここでは、託問の表記。本稿では、宅間を基本とし、その他、託問と表記する資料については、原文通り引用する。
- (3) 『三百藩家臣人名事典 第五巻』(新人物往来社、一九八八年)。
- (4) 『新鳥取県史 資料編 近世6』(鳥取県、二〇一九年)。
- (5) 『因府歴年大雑集を読む』(鳥取県、二〇一九年)第一章(池内敏執筆)。
- (6) 『因府夜話』『武説禁頭録』については、後の節で取り上げる。
- (7) 大嶋陽一「鳥取藩政確立期の御用頼老中と旗本―寛文・延宝期「御用人日記」を事例に―」(『鳥取地域史研究』一一、二〇〇九年二月)。
- (8) 『新訂寛政重修諸家譜 第二』(続群書類従完成会、一九六四年)。
- (9) 『略譜』は、国立公文書館内閣文庫蔵。
- (10) 『柳営日記』は、内閣文庫蔵。
- (11) 『嚴有院殿御実紀』は、内閣文庫蔵。
- (12) 『家老日記』は、鳥取県立博物館蔵。
- (13) 『因府年表』は、『鳥取県史 第七巻』(鳥取県、一九七六年)に拠る。正徳二年(一七一二)十一月一日の条に、「宅間清入前名八太夫死去。妙要寺に葬る。法名円行院、享齡□十□歳也」(□は空白。内閣文庫本も同じ)。「家老日記」の翌三年正月二二日の条に、「宅間清入相果候付、只今迄清入を被下

鳥取藩士宅間八太夫事件の実録化について(田中則雄)

一六

候隠居料五拾石、先年被仰出候通、養子万六高に御結被遣、都合式百五拾石に被仰付由被仰出」とあり、この日の没とする説もあるが、これは、過日の死没を以てこの日家禄について仰せ渡しがあったと解すべきかと考える。

(14) 『三寛秘録』は、鳥取県立博物館蔵本に拠る。他に西尾市岩瀬文庫蔵本をも参照した。

(15) 『鳥取藩史 第六卷』(鳥取県立鳥取図書館、一九七一年)。

(16) 『続保定纂要』は、鳥取県立博物館蔵。

(17) 鳥取県立博物館の「鳥取藩政デジタル資料CD一覽」に付された解説による。この家語は同館蔵。

(18) 『於江府宅間八太夫一件問書』は、末尾に「事件のあった寛文十一年分寛政七卯年迄百四十一年になる」と記しており、寛政七年(一七九五)の成立と見なし得る(なお寛政七年は、正確には事件から一二十四年後である)。なお、『渡辺教馬於伊賀上野敵討之始末』『倉吉壮士伝』と合わせ、一冊の写本をなす。

(19) 『因府夜話』は、鳥取県立図書館蔵本に拠る。

(20) 『雪窓夜話』は、鳥取県立図書館蔵本に拠る。

(21) 木下英明「因府と雪窓夜話」(『鳥取郷土文化』二二、一九六六年三月)、『日本歴史地名大系 鳥取県の地名』(平凡社、一九九二年)「文献解題」など。

(22) 宅間事件関連の記述は、『木鼠翁随筆』(鳥取県立図書館蔵)の現存の巻には含まれず、足立正声が『剝蘚集』(安政六年(一八五九)成。同館蔵)に書写採録したものに拠る。

(23) 田中則雄「地方における実録の生成―因幡・石見の事例に即して―」(『読本論考』(汲古書院、二〇一九年)所収)。

(24) 『庫中隠見録』は、鳥取県立図書館蔵本に拠る。他に、鳥取県立博物館蔵本をも参照した。

(25) 注21前掲木下論文。

(26) 徳川頼宣は、当事件の約半年前の寛文十一年一月に没している。やはりこの部分は虚構として付加されたものと思われる。

(27) 『有斐録』は、鳥取県立図書館蔵。

(28) 鳥取県立図書館蔵、請求記号、三八八/三(二冊本)。なお、上野忠親の『雪窓夜話』は、請求記号、三八八/八(五冊本)。『江戸怪異綺想文芸大系 近世民間異聞怪談集成』(国書刊行会、二〇〇三年)の翻刻は、この二冊本の系統の本を写した内閣文庫本を底本とする。同書の解題(杉本好伸執筆)には、忠親『雪窓夜話』との相違について触れている。

(29) 『鳥府志』は、『鳥取県史 第六卷』(鳥取県、一九七四年)に拠る。

(30) 岡島は『鳥府志』の画図において、雲上の観世音が宅間に直接力を与える様を示している(『鳥府志図録』(鳥取県立公文書館、一九九四年)参照)。

(31) 『武説禁鎖録』は、内閣文庫蔵本に拠る。以下掲げる『諸家深秘録』『玉滴隠見』『談海集』も同文庫蔵本に拠る。

(32) 地方の事件に関する話が武家説話集に取り込まれて大きく変容することについては、注23前掲論文において、撰州芥川の敵討に即して論じた。

資料の引用にあたり、下記の処理を行った。

一、漢字は原則として現在通行の字体を用いた。

一、原本における有無如何にかかわらず、新たに濁点、句読点を付し、発話部分に「」を補った。

一、原本にある振り仮名は読解上必要と思われるもの以外は省略した。

一、脱字は()に入れて該当箇所を補った。

一、傍線、()による語句の補記等は、全て筆者による。

本稿を成すにあたり、鳥取県立博物館の大嶋陽一氏・来見田博基

氏、鳥根大学法文学部の小林准士氏より御教示を賜った。また、資料調査に関して、鳥取県立図書館の中尾有希子氏はじめ郷土資料御担当各位の御高配に与った。記して深謝申し上げる。

本稿は、山陰研究プロジェクト「山陰の文学・歴史関係資料の基礎的調査研究と発信・公開に関するプロジェクト」（二〇二二～二〇二四年度、代表・田中則雄）、JSPS科研費二一K〇〇二六四「地方実録の展開と享受に関する基礎的研究」による研究成果の一部である。

Formation of historical accounts of the incident involving Takuma Hachidayu from Tottori Domain

TANAKA Norio

(Faculty of Law and Literature, Shimane University)

[Abstract]

On July 29, 1671 (in the 11th year of the Kambun Era), an attendant of Takuma Hachidayu, a samurai from Tottori Domain, was cut down by the Hatamoto (a direct retainer of the shogun) Nonoyama Sehee while Takuma was stationed in Edo. Takuma tried to inquire into his motives, but Nonoyama fled. Because of the involvement of a Hatamoto, relations between Tottori Domain and the Shogunate became tense; however, Nonoyama eventually accepted responsibility for the incident and committed suicide, while Takuma was acquitted of all charges.

The incident generated speculation within and around the domain for years and was even documented by some scholars. While some of these historical accounts may have included some fictional elements, they were clearly inspired by real-life events.

Keywords: historical novels, early modern novels, Tottori Domain